

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月21日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 坂上 昌彦

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 那覇空港B滑走路STBLセンサー前舗装等工事
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市安次嶺（那覇空港内）
- (3) 工事内容 本工事は、那覇空港B滑走路のSTBLセンサー前の舗装並びにA滑走路に中央標識を設置するものであり、土工、舗装工及び標識工を施工するものである。

空港舗装工事	1式
土工	1式
作業土工	1式 夜間
床掘り	80 m ³
舗装工	1式
アスファルト舗装工	1式 夜間
路盤	843 m ² RC-40 t=70mm
表層	843 m ² 再生密粒度 As(13) t=30mm
標識工	1式
飛行場標識工	1式 夜間
マーキング	193 m ² 常温式
共通仮設費	1式

- (4) 工 期 契約締結日の翌平日から令和5年3月13日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。
なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (8) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事(発注者指定方式)である。
- (9) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認める工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までには大阪航空局の令和3・4年度一般(指名)競争参加資格者のうち「舗装工事業」でAまたはB等級の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(令和2年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 平成19年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記を満たす工事の施工実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)
なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを

除く。

【工事施工実績】 空港の制限区域内におけるアスファルト舗装又はコンクリート舗装工事

※「空港」とは、空港法(昭和31年法律第80号)に定める空港及び共用空港をいう。

- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- 1) 1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。
 - 2) (7)に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、これを証することができる資料を提示すること。
 - 5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成検査確認通知書」等における日付)とする。
- (9) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者の配置を行う場合は以下の1)～8)の要件を全て満たさなければならない。
- 1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者の求める技術検定種目と同じであること。
 - 3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあ

ること。

- 4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は那覇空港内（那覇市安次嶺）の工事でなければならない。
- 6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- 8) 特例監理技術者が担う業務等のうち、監理技術者補佐が担う業務等について、明確にすること。
- (10) 大阪航空局および那覇空港事務所が発注した「舗装工事業」の工事で、令和2年4月1日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (11) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) 入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課

電話番号 098-859-5106

(2) 電子調達システムの URL 及び問い合わせ先

https://www.geps.go.jp/how_to_use

上記(1)の担当部局と同様。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

交付期間 令和4年9月21日から令和4年10月7日まで。（土曜日、

日曜日、祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。) 交付方法 1)電子調達システムにより交付する。

2)やむを得ない事由により、電子調達システムによる入手ができない入札参加希望者は、上記3.(1)に問い合わせること。

(4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和4年9月21日から令和4年10月7日まで。(土曜日、日曜日、祝日までを除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 (1)に同じ。

申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)することにより行うものとする。

(5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時 令和4年11月11日 17時00分まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに(1)あて持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着)よることとする。

開札日時 令和4年11月14日 10時00分

開札場所 那覇空港事務所統合庁舎2階入札室

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

は無効とする。

(4) 配置予定主任（又は監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむ得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(5) 専任の主任（又は監理）の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の主任（又は監理）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時において、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(11) その他詳細は入札説明書による